

A面

提出用

仙台市定額減税調整給付金 支給確認書 (仙台市長宛)

B面

支給対象者氏名および支給額

氏 名	
支給額	円

支給確認書の記載内容を確認しました。また、D面の誓約・同意事項に誓約・同意します。

記入日	令和6年	月	日	電話番号	()
署 名					

記載内容がD面の誓約・同意事項をご確認いただき、赤枠で囲っている項目を記入してください。

※記入する際は、ボールペンをご使用ください。

※支給対象者がご自身が、フルネームで「署名」してください。

※日付欄に可能な「電話番号」の記入をお願いいたします。

提出書類について

このページ(B面)を切り離し、下記①、②の書類とあわせてご提出ください。
C面の「提出書類について」もご確認ください。

①本人確認書類のコピー (A4判)

下記のいずれか1つ

●マイナンバーカード (表面)、運転免許証、健康保険証、介護保険証、パスポートなど

②支給対象者名義の口座を確認できる通帳等のコピー (A4判)

金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義(カナ)がわかるページをご用意ください。(調整給付金の支給口座となります。)

ネット銀行など通帳がない場合は、上記がわかるWEB通帳等の画面のコピー(A4判)をご用意ください。

●金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義(カナ)のいずれかが確認できない場合、再度提出いただく場合があります。

●キャッシュカードのコピーを提出される場合は、余白に、金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義(カナ)をご記入ください。C面もあわせてご確認ください。

マイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインでの申請が可能です

オンラインで申請いただくと、より早い振り込みが可能となります。

スマートフォンで右の二次元コードを読み取るか、下記のURLからお申込みください。

※オンラインで申請するためには、公金受取口座の登録が必要です。

同封の「仙台市定額減税調整給付金のご案内」をご覧ください。

URL

仙台市定額減税調整給付金 支給確認書

仙台市定額減税調整給付金の支給額をお知らせします。

【支給を受けるための手続き】

- ①記載内容をご確認いただき、右側の「提出用」仙台市定額減税調整給付金支給確認書(仙台市長宛) (B面)に必要事項をご記入のうえ、キリトリ線でB面を切り離してください。
- ②「提出書類」を用意してください。(詳しくはB面およびC面をご確認ください)
- ③用意した①と②を同封の返信用封筒に入れて、期限までに提出してください。

令和6年10月31日(木)まで(当日消印有効)

※期限までに提出されなかった場合、調整給付金の受給を辞退したものとみなします。

調整給付金の支給対象者、支給額および算定式

支給対象者

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分 推計所得税額	控除不足額(①) (①<0の場合は0)
個人市県民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 個人市県民税所得割額	控除不足額(②) (②<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額(①)	個人市県民税所得割の 控除不足額(②)	控除不足額(③) (①+②)
注)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。			調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切上げ)

扶養親族数 人

※調整給付金の支給額は令和6年度分の個人市県民税の課税情報(令和6年5月24日現在)を基に算定しています。

※所得税分の控除不足額(①)は現時点の推計値です。令和6年分所得税額の確定後、支給額に不足額が生じた場合、当該不足額を令和7年度に支給する予定です。

申請状況の確認について

スマートフォンで右の二次元コードを読み取るか、下記URLから専用ページに入り、申請状況を確認いただけます。確認には「お客様番号」の入力が必要です。

お客様番号

お問い合わせ先

仙台市定額減税調整給付
専用ダイヤル

0120-065-222

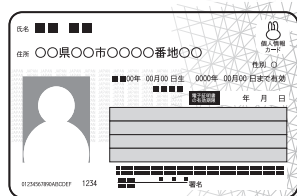
受付時間 平日9:00~17:00 ※9月15日(日)まで9:00~20:00(土日祝含む)

注意 提出書類は、返信用封筒に同封してください。

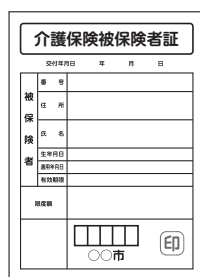
1 本人確認書類のコピー（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）

いずれか1つのコピー（A4判）を必ず同封してください。

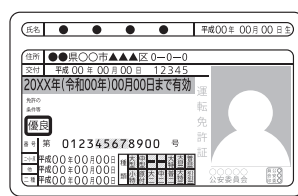
本人確認書類の例



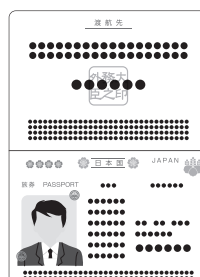
マイナンバーカードのコピー
（表面のみ）



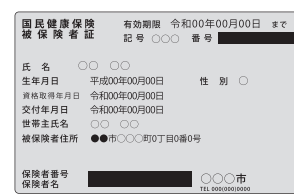
介護保険証のコピー



運転免許証のコピー



パスポートのコピー



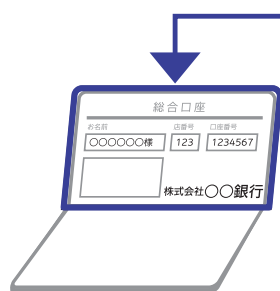
健康保険証のコピー
（保険者番号および被保険者記号・
番号を塗りつぶしてください）

※マイナンバーカードの場合、個人番号の載っていない裏面のコピーのみ同封してください。
※個人番号通知カード（紙製のもの）は、本申請に提出できない書類として扱われます。

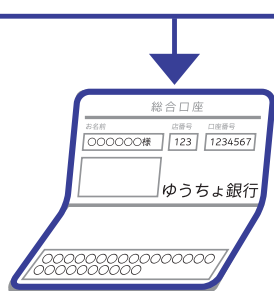
2 支給対象者名義の口座を確認できる通帳等のコピー

口座を確認できる通帳等のコピー（A4判）を必ず同封してください。

※支給対象者名義の口座に限ります。



通帳
（ゆうちょ銀行以外の場合）



通帳
（ゆうちょ銀行の場合）
※ゆうちょ銀行の場合は通帳見開きのページ全面のコピーを同封してください。



WEB通帳等

必ずお名前、金融機関名、支店名（支店コード）、預金種目と口座番号が確認できる面のコピーを同封してください。

仙台市使用欄

受付	本人確認添付	口座添付	備考
記入しないでください			記入しないでください

仙台市定額減税調整給付金についての誓約・同意事項

- (1) 仙台市定額減税調整給付金の支給を行うために必要な範囲で、仙台市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿の確認を行うことや、必要な資料を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- (2) 公簿等で確認できない場合、仙台市の求める関係書類を提出します。また、提出書類に不備があり、仙台市が求める期限までに関係書類を提出しない場合、当該受給手続きを取り下げたものとみなすことに同意します。なお、受給手続きのために提出した関係書類の返還を求めません。
- (3) 口座凍結等の事由により、ご提出いただいた口座への振り込みが完了せず、かつ、仙台市が定める期日までに支給対象者に連絡・確認できない場合には、当該手続きが取り下げられたものとみなすことに同意します。
- (4) 虚偽の届出により、仙台市から定額減税調整給付金の支給を受けたことが明らかになった場合、仙台市に当該給付金を返還します。
なお、虚偽の届出により不正に定額減税調整給付金の支給を受けることは、刑法第246条の詐欺罪に問われ、懲役10年以下の刑に処されることがあります。

仙台市定額減税調整給付金の支給について

仙台市にて提出いただいた書類を確認後、給付金を振り込みます。
提出書類に不備がある場合は、仙台市から内容を確認する通知をお送りいたします。
給付金の振り込みは、不備が解消された後に行います。

A面およびD面は
大切に保管をお願いいたします。

給付金サギに注意!!

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）、警察などをかたる不審な電話やメールがあった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご相談ください。